

年 月 日

保護者様

ちぐさこども園 園長 榎瀬 洋介

### こども園で予防すべき感染症と出席停止について

お子様の体調はいかがですか。もしお子様の病気が学校感染症の場合、他の園児に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。この期間は欠席扱いになりません。病気が治り、登園する場合は、下記の医師による証明書を頂いて園に提出して下さい。

#### ◆主治医様へ

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入の上保護者にお渡し下さい。

#### きりとり線

### 証明書

組 氏名

病 名 ( )

上記の者は、 月 日より  
出席停止となっていましたのが伝染のおそれなくなり  
ましたので、 月 日から出席して  
よいと認めます。

備考

年 月 日

医師

Ⓔ

### 学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

※出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

※学校保健安全法施行規則（平成28年3月22日 最終改正）より引用

第1種	出席停止の期間：治癒するまで
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る）、 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルスMERSコロナウィルスであるものに限る）、 及び特定鳥インフルエンザ	

第2種	出席停止の期間
・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
・風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
・水痘（水ぼうそう）	発しんがするまで痂皮化するまで
・咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
・結核及髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種	出席停止の期間：症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	